

茂原市地域包括支援センター委託法人公募要項

茂原市福祉部高齢者支援課

令和 5 年 6 月

第1 公募の概要

1 公募について

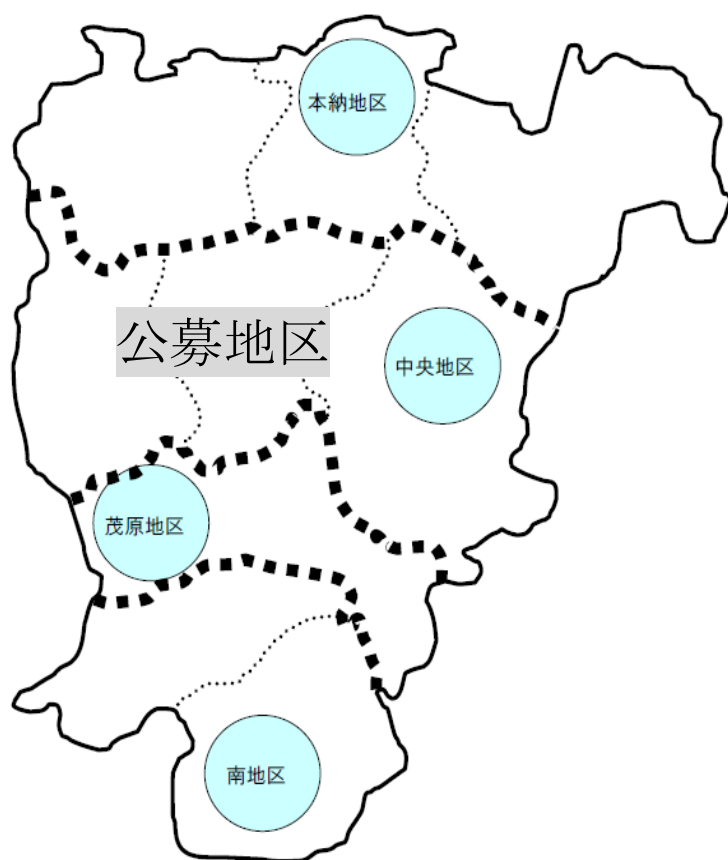
茂原市（以下「本市」とする。）では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう「茂原市第5期介護保険事業計画」に基づき、地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに設置いたしました。

本公募は、日常生活圏域中央地区に設置した「茂原市ちゅうおう地域包括支援センター」の業務委託契約について、その契約期間が終了することに伴い、介護予防・日常生活支援事業のうち、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業、法第115条の45第2項第1号から第3号に規定する包括的支援事業及び法第115条の22に規定する指定介護予防支援事業にかかる業務等を受託する法人を募集するものです。

2 公募する地区

中央地区（二宮・豊田・東郷）

（参考）地域包括支援センターの担当地区



中央地区	
二宮	国府関・真名・山崎・押日 黒戸・庄吉・芦網 緑ヶ丘1丁目～5丁目
豊田	長尾・大登・小林・渋谷 腰当・北塚・ゆたか
東郷	千町・六ツ野・木崎・谷本 本小轡・小轡・新小轡 七渡・東郷・中之郷飛地 川島飛地

(参考) 茂原市人口

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

圏域/項目	人 口	高齢者人口	高齢化率
本納地区	11,289 人	4,610 人	40.8%
中央地区	29,057 人	9,658 人	33.2%
南地区	18,115 人	7,012 人	38.7%
茂原地区	28,546 人	8,354 人	29.3%
計 (茂原市全体)	87,007 人	29,634 人	34.1%

※高齢者は、65 歳以上の方です。

(参考) 令和 4 年度地域包括支援センター事業実績

相談受付数

業 務 内 容	本納	中央	南	茂原	計
相談業務	2,307	2,198	2,140	2,831	9,476

介護予防ケアプラン作成数

業 務 内 容		本納	中央	南	茂原	計
介護予防ケアマネジメント	包括作成分	30	181	114	90	442
	委託分	597	846	597	950	2,990
介護予防支援サービス計画	包括作成分	59	216	240	146	661
	委託分	593	1,225	981	1,227	4,026
計		1,279	2,468	1,959	2,413	8,119

3 地域包括支援センターの業務内容

次の事業に加え、各事業に係る法の条文に付帯して発布される政省令等により追加される業務も含みます。

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第 1 号介護予防支援事業（法 115 条の 4 第 1 項第 1 号ニ）
- (2) 包括的支援事業
 - ① 総合相談支援業務（法 115 条の 4 第 2 項第 1 号）
 - ② 権利擁護業務（法 115 条の 4 第 2 項第 2 号）
 - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務（法 115 条の 4 第 2 項第 3 号）

(3) 指定介護予防支援業務（法第 115 条の 22）

(4) その他の業務

※詳細については別紙仕様書を参照すること。

4 人員体制

人員体制は、次の（１）、（２）、（３）の資格を有する専従の職員各１名以上配置すること。また、その中の１名を管理者とし、管理者を含む４名以上の職員を常勤とすること。

（１）保健師またはこれに準ずる者

ア 保健師

イ 地域ケア・地域保健等に関する経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を１年以上有する看護師

ただし、看護師には准看護師は含まないものとする。

（２）社会福祉士またはこれに準ずる者

ア 社会福祉士

イ 福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上または介護支援専門員の業務経験が３年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に３年以上従事した経験を有する者

ただし、将来的に社会福祉士の配置を行うこと

（３）主任介護支援専門員

ア 主任介護支援専門員

イ 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成１４年４月２４日付け老発第０４２４００３号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

ただし、将来的に主任介護支援専門員の配置を行うこと

5 設備要件等

（１）地域包括支援センターを設置する予定である建物及び不動産については、建築基準法やその他の法令等を遵守していること。

（２）地域包括支援センターには事務室と相談室を設置すること。

（３）事務室は受付及び簡易な相談に対応できるような、受付カウンターを設置すること。

事務室内には事務机・椅子一式、施錠可能な書類保管庫を整備し、地域包括支援センターで専用利用できるパーソナルコンピューター、電話、プリンター、ファクシミリを設置すること。また、併設のサービス提供事業部門がある場合は地域包括支援センターの事務スペースとは分離すること。

（４）相談室は相談者のプライバシーが確保されるような構造とすること。

（５）インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、地域包括支援センターが専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。

（６）地域包括支援センターには看板を１つ以上設置し、地域住民へ周知すること。

- (7) 地域包括支援センターの職員が専用に利用できる自動車を1台以上配備すること。
- (8) 専用の駐車スペースを確保し、車で来訪者にも十分な配慮をすること。
- (9) 地域包括支援センターへの来訪者に配慮し、事務所の所在地がわかるように配慮した案内板を1つ以上設置し、地域住民への周知に努めること。
- (10) 地域包括支援センターは、高齢者に配慮した設備を有すること。
- (11) 前10号に定める設備類及びその他の設備に関する経費は、受託者が負担すること。
なお、自動車配備に関する費用や自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うものとし、その他の設備類等に係る契約についても本市は一切関与しないものとする。

6 業務対応時間

- (1) 業務日 月曜日から金曜日
 (土日祝日・12月29日から1月3日までを除く)
- (2) 窓口開設時間 午前8時30分から午後5時15分
 開設時間中は、常時相談等に対応できるよう、必要な勤務体制を組むこと
 なお、業務時間帯以外であっても地域の住民、関係団体等への会議の要請がある場合は、対応が可能となるように調整をすること。
- (3) 緊急時対応
 上記(1)(2)の規定に関わらず、常時年間を通して、緊急時には対応が取れるような体制を確保すること。

7 委託契約期間

委託契約期間は令和6年1月1日～令和8年12月31日とする。

- (1) 委託契約について
 業務委託契約については、3年間の長期継続契約とし、本市と受託法人との契約を取り交わすこととします。なお、委託法人の選定については、プロポーザル方式にて行います。
- (2) 委託契約の解除
 次の事由に該当した場合、期間の満了を待たずに委託者である本市は、受託法人との契約を解除することができる。
 - ① 受託法人が法令等を遵守しない場合
 - ② 受託法人が適切、公平、中立に業務を実施しておらず、本市の是正に従わない場合
 - ③ その他、本市が必要と認める場合 なお、受託法人の都合による予告のない解除権の行使は認めません。

8 運営財源等

(1) 運営財源

地域包括支援センターの運営財源は次のとおりです。

包括的支援事業に係る業務委託料（1 包括あたり・消費税及び地方消費税を含む）

令和 5 年度 7,086,000 円以内

令和 6 年度 28,344,000 円以内

令和 7 年度 28,344,000 円以内

令和 8 年度 21,258,000 円以内

なお、介護予防支援サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費は、地域包括支援センターを受託する法人の収入となりますが、当該収入に係る業務を委託する場合は、指定居宅介護支援事業所へ委託料を支払うこととなります。

(2) 業務委託料に含まれるもの

業務委託料に含まれるものは次のとおりです。

ア 人件費

イ 管理運営費等（光熱水費、維持管理に要する経費等）

(3) 業務委託料の支払方法

受託者の請求により支払います。支払の時期、方法については契約等にてこれを定めます。

第2 応募の手続について

1 応募資格

地域包括支援センター運営業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人であり、次の応募資格があること。

(1) 募集する圏域内に地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）を設置できること。また市内において介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ介護保険サービスの提供実績があること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次に掲げる者でないこと。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者又は企画提案書提出期限日の前 6 ヶ月以内に手形、小切手の不渡りがあった者。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者。

エ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。

- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 茂原市契約に関する暴力団対策措置要綱（平成27年茂原市告示第6号）の措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 国、県及び市税の滞納がないこと。
- (6) その他、地域包括支援センターの設置・運営にあたり、別に定める仕様書及び介護保険法等関係法令を遵守すること。

2 応募方法

- (1) プロポーザルに参加しようとする者は、P10の「委託法人公募申込書類一覧」に基づき、期限までに、事前連絡の上、茂原市福祉部高齢者支援課地域包括支援室（以下「地域包括支援室」とする。）に提出する。
- (2) 応募の無効・選定結果の取り消し
 - 応募した法人が、次のいずれかに該当した場合は、応募を無効もしくは選定結果を取り消すことがある。
 - ア 応募書類の提出期間中に応募書類がすべて提出されなかった場合
 - イ 本募集要項に違反または著しく逸脱した場合
 - ウ 提出された書類に虚偽の記載が認められる場合及び応募に関し不適切な行為があったと認められる場合
- (3) 提出期間
 - ア 応募書類提出期間
令和5年7月14日（金）～8月10日（木） 午後5時厳守
 - イ 企画提案書提出期間
令和5年9月 1日（金）～9月22日（金） 午後5時厳守
- (4) 提出場所
茂原市福祉部高齢者支援課地域包括支援室（市役所2F⑥番窓口）
- (5) 提出部数
正本1部、副本10部
- (6) 提出方法
上記（4）提出場所に持参すること。
- (7) 提出にあたっての留意事項
 - ア 応募提出書類は、A4版縦型フラットファイルに左閉じとし、書類にインデックスを添付する。なお、後述する「委託法人公募申込書類一覧」を参照し、正本及び副本についてはNo. 1からNo. 16までのインデックスを添付するとともに、通しのページ番号を付して下さい。
 - イ 提出された応募書類は理由の如何に問わず返却しません。
 - ウ 市が必要と判断したものについては、書類の内容を無償にて使用できるものとする。
 - エ 応募書類提出にかかる一切の費用は、応募した法人の負担とする。

オ 応募書類の修正については、提出期間終了後は一切受け付けません。

3 質問書

質問がある場合には、公募内容・公募条件に関する質問書（様式10）に要旨を記載し、FAX もしくはEメールにて提出するものとする。

応募法人より提出された質問の回答については、本市のホームページに掲載します。

（1）委託法人公募申込書類に関する質問期間

令和5年7月14日（金）から8月1日（火）（午前9時から午後5時）

（2）委託法人公募申込書類に関する回答

令和5年8月7日（月）から8月10日（木）（午前9時から午後5時）

（3）企画提案書に関する質問期間

令和5年9月1日（金）から9月13日（水）（午前9時から午後5時）

（4）企画提案書に関する回答

令和5年9月19日（火）から9月22日（金）（午前9時から午後5時）

4 応募の取下げおよび辞退

応募の取下げ及び辞退をする場合は、書面（辞退届、様式は任意）にその理由を明記し、提出するものとする。

なお、応募書類提出後の応募書類の返却については、理由の如何に問わず、一切応じません。

第3 プロポーザル及び選考について

1 プロポーザルについて

- （1）茂原市地域包括支援センター委託法人選定委員会設置要綱に基づき本市職員及び外部の有識者を招へいし、プロポーザルを行います。
- （2）プロポーザルには、応募した法人担当者3名程度の出席を求めることとします。
- （3）公平を期するため、提出期間内に応募した法人から提出された申請書類等（添付資料を含む）の内容及びプロポーザルの結果等を選考の対象とします。

2 プロポーザルの方法及び留意点について

- （1）プロポーザルにおいては、申請書類等（添付資料・企画提案書）に関して、応募した法人につき30分程度のプレゼンテーションを行っていただきます。
申請書類等及び法人によるプレゼンテーションに関する質疑応答の結果を基に、業務の継続性・安定性、業務の実行性、業務管理の3つの観点から受託候補となる法人の選考を行います。
- （2）プロポーザル当日のスケジュールについては、プロポーザル実施前に応募者に対して地域包括支援室より通知いたします。

なお、プロポーザル及び選考については評価の判断基準として点数制を採用します。

- (3) 受託を希望する法人が複数いる場合については、前号に定める評価点を基に順位を付し、1位の順位となる法人を委託しようとする法人候補者として選考することとなります。

なお、募集地区に受託を希望する法人が1法人であったとしても、プロポーザル及び選考の評価によっては、委託しようとする法人候補者の該当なしと判断する場合もあります。

3 選考結果について

選考結果については、応募した法人すべてに選考結果を通知すると共に、本市ウェブサイトに掲載します。

第4 選定について

1 選定について

申請書類（添付資料を含む）及びプロポーザルで選考した結果を基に、本市が地域包括支援センターを運営する能力等を総合的に評価し、委託しようとする法人候補者の選定を行います。選定結果は委託しようとする法人候補者に対してのみ通知します。

2 選定結果及び公表について

今般の公募手続き等の応募状況及び選定法人の結果については、契約締結日前に本市ウェブサイトに掲載し、公表する予定です。

第5 選定後について

1 協議等

本市は選定結果の通知後、選定した委託しようとする法人候補者と委託契約締結・業務開始に向けて協議をするものとします。協議において必要な書類があれば、本市より委託しようとした法人候補者に対して適宜準備を依頼します。

なお、この際に資料を準備するために必要な費用は受託しようとする法人候補者が負担するものとします。

2 辞退について

選定結果の通知後、委託しようとする法人候補者が受託の辞退あるいは人員体制、設備の欠格等で本市が委託できない事故が生じたことにより本市に不利益が生じた場合には、本市からその費用を請求する場合があります。

第6 スケジュール等

公募に関するスケジュールは以下のとおりです。

(1) 公募要項の配布	7月14日(金)～8月10日(木)
(2) 委託法人公募申込書類の提出	7月14日(金)～8月10日(木)
(3) 指名審査会(参加者の資格審査)	8月28日(月)
(4) 企画提案書の提出	9月1日(金)～9月22日(金)
(5) プロポーザル	9月28日(木)
(6) 選考・選定結果の通知、公表	10月6日(金)
(7) 細目協議・引継等	選定結果通知以降随時行う
(8) 契約締結	10月中旬
(9) 業務開始日	1月1日(月)

※スケジュール等については、期日を変更する場合があります。この場合には、申請者に対して地域包括支援室より連絡いたします。

第7 委託法人公募申込書類一覧

No.	確認	種別	書類名・資料名
1	☐	様式1	茂原市地域包括支援センター委託法人公募申込書
2	☐	様式2	誓約書
3	☐	様式3	地域包括支援センター運営に関する事項（法人概要）
4	☐	様式4	地域包括支援センター運営に関する事項（基本理念）
5	☐	様式5	地域包括支援センター運営に関する事項（事業方針）
6	☐	様式6	地域包括支援センター運営に関する事項（開設日程）
7	☐	様式7	地域包括支援センター運営に関する事項（職員確保）
8	☐	様式8	地域包括支援センター運営に関する事項（事務所設置計画）
9	☐	様式9	地域包括支援センター運営に関する事項（危機管理）
10	☐	資料1	法人の定款
11	☐	資料2	法人の登記事項証明書：印鑑証明書（応募の3か月以内に発行されたもの）
12	☐	資料3	法人の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー、財産目録等）直近2年分
13	☐	資料4	国、県及び市税の滞納がないことが確認できる書類 ①公募申込前3か月以内に発行されたもの ②法人（直近2年分）
14	☐	資料5	配置予定職員の履歴書及び有資格者であることを証明する書類等（要原本証明）
15	☐	資料6	見積金額および内訳金額に関する書類 （業務委託料の限度額を超えた見積金額は、記載できません）
16	☐	資料7	事務所設置予定場所周辺地図
17	☐	資料8	その他応募書類にかかる添付書類等

※提出書類等については、提出時に遺漏がないか再度確認すること。

第8 提出先及び問い合わせ先

〒297-8511

住 所：茂原市道表1番地

茂原市福祉部高齢者支援課

地域包括支援室

電 話：0475-20-1583

FAX：0475-26-6788

E-mail：houkatu@city.mobara.chiba.jp